

# 農地機構だより

～人と農地をつなぐ～ 第55号

(公財)しまね農業振興公社

(農地バンク)

2025年11月 発行

松江市黒田町432番地1

0852-20-2871

## 相対での権利設定(基盤強化法による農用地利用集積計画)はもうできません！！

今号では、『令和7年4月1日から相対での権利設定(基盤強化法による農用地利用集積計画による)はもうできない』ということと、『農地中間管理事業の内容』について再度お知らせいたします。

この頃、農家の方から(公財)しまね農業振興公社(以下、「県公社」という。)に対して以下のような問い合わせがあります。

この農地は公社から借りているのか？



農地中間管理事業とは何だ？公社とは何だ？

県公社では、上記の問い合わせはこれまで行っていた相対での権利設定(基盤強化法による農用地利用集積計画(以下、「集積計画」という。))の終期が到来し、その後に農地中間管理事業を活用したケースで多く発生していると考えています。

これまででも何度かお知らせしているとおり、令和5年4月の法改正により集積計画が農用地利用集積等促進計画(以下、「促進計画」という。)に統合されました。

この法改正の内容周知が不足していたと思われることから、今号を発行することとしました。

(基盤強化法:農業経営基盤強化促進法)

## **注意** 農地の権利設定方法の変更について

令和7年4月1日からは、農地の権利設定方法が2つの方法に変更されています。



**農地中間管理事業による促進計画での貸借**

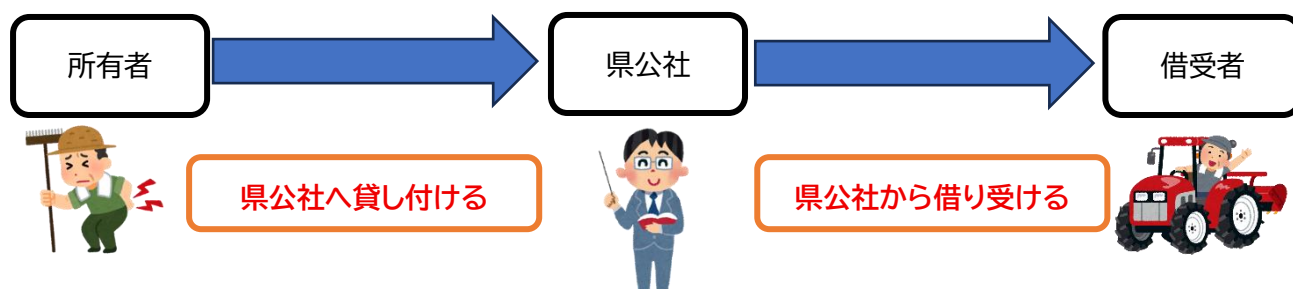


**農地法第3条許可での貸借**

今号では農地中間管理事業による促進計画での権利設定方法の基本的な内容について再度お知らせします。

## 農地中間管理事業の内容

### ○権利設定の仕組み



### ○権利設定期間

- ・ 3年から50年

※相続未登記の場合で、相続人の持分割合の過半の同意により権利設定を行う場合は40年まで

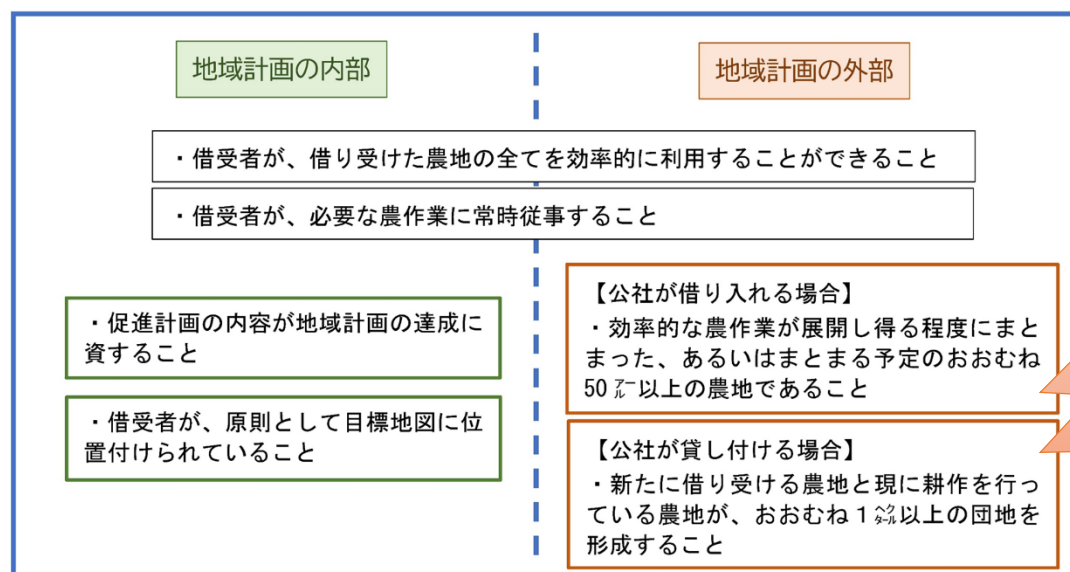
### ○権利設定形態

- ・ 金納 or 物納 or 使用貸借

※農地ごとで金納、物納と分けることは可能ですが、一つの農地で金納と物納どちらともすることはできません

※賃料は、金納の場合は県公社が借受者から徴収し、所有者に支払います。物納の場合は、借受者が所有者に直接支払います。

### ○事業要件



農業委員・農地利用最適化推進委員の皆さんは、農地利用の最適化活動の際に、農家さんから相談を受けることも多くあると思います。

当公社は、農地中間管理事業を行っていく上では農業委員・農地利用最適化推進員の皆さんの協力なしでは実施はできないと考えています。

農家の方から相談があった際は今号を参考に農地中間管理事業についてご説明をお願いします。

### ご不明な点は各市町村農地中間管理事業担当部署または県公社まで！

今号に掲載した農地中間管理事業に関する内容は基本的な内容です。詳細な内容を知りたい場合や、相談内容でお困りの場合は、各市町村農地中間管理事業担当部署または県公社（農地集積相談員を含みます。）にご相談ください。